

岩手県公害審査会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第57号

岩手県公害審査会条例を廃止する条例

岩手県公害審査会条例（昭和49年岩手県条例第25号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の規定により岩手県公害審査会に対してされているあつせん、調停及び仲裁の申請その他の行為は、知事に対してされたあつせん、調停及び仲裁の申請その他の行為とみなす。